

# 平成18年度主要施策一覧

- 1 国民健康保険制度の財政基盤の強化 . . . . . 1
- 2 市町村合併の推進 . . . . . 3
- 3 行政改革の促進に寄与する地方債の創設 . . . . . 4
- 4 児童手当の拡充 . . . . . 5
- 5 三位一体の改革に伴う施設整備への財源措置 . . . . . 6
- 6 下水道の財源スキームの見直し . . . . . 7
- 7 公債費負担対策 . . . . . 8

平成17年12月  
総務省自治財政局

連絡先 (各ページ参照) 代表電話 03-5253-5111
-----------------------------------

## 国民健康保険制度の財政基盤の強化

国民健康保険事業の厳しい財政状況に配意し、平成17年12月1日に政府・与党医療改革協議会で決定された医療制度改革大綱を踏まえ、国民健康保険に対して、財政基盤の強化のための支援措置を講じる。

### (1) 都道府県調整交付金

都道府県は、市町村の国保財政安定のために必要な取り組み等に対し、都道府県調整交付金を交付する。なお、平成18年度より給付費等の7%に拡充（平成17年度は5%）。  
【地方単独事業】

### (2) 保険基盤安定制度

#### ① 保険料軽減分

国保被保険者の保険料負担の緩和を図るとともに、市町村国保の財政基盤の安定に資するため、保険料軽減相当額を一般会計から繰り入れる。

【地方単独事業（都道府県 3/4、市町村 1/4）】

#### ② 保険者支援分

低所得者を多く抱える保険者を支援するため、保険料軽減分とあわせて、平均保険料に保険料軽減被保険者数を乗じた額の1/2の範囲内の額を、一般会計から繰り入れる。  
【国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4】

### (3) 保険財政共同安定化事業（仮称）・高額医療費共同事業

#### ① 保険財政共同安定化事業（仮称）【新規】

各保険者間の保険料を平準化するため、1件30万円以上の医療費の負担の調整を行う。

#### ② 高額医療費共同事業

都道府県単位で1件80万円以上（平成17年度までは70万円以上）の高額医療費の負担の調整を行う。【国 1/4、都道府県 1/4、市町村国保 1/2】

### (4) 国保財政安定化支援事業

国保財政の健全化に向けた市町村一般会計からの繰出しについて、所要の地方財政措置を講じる。  
【地方単独事業】

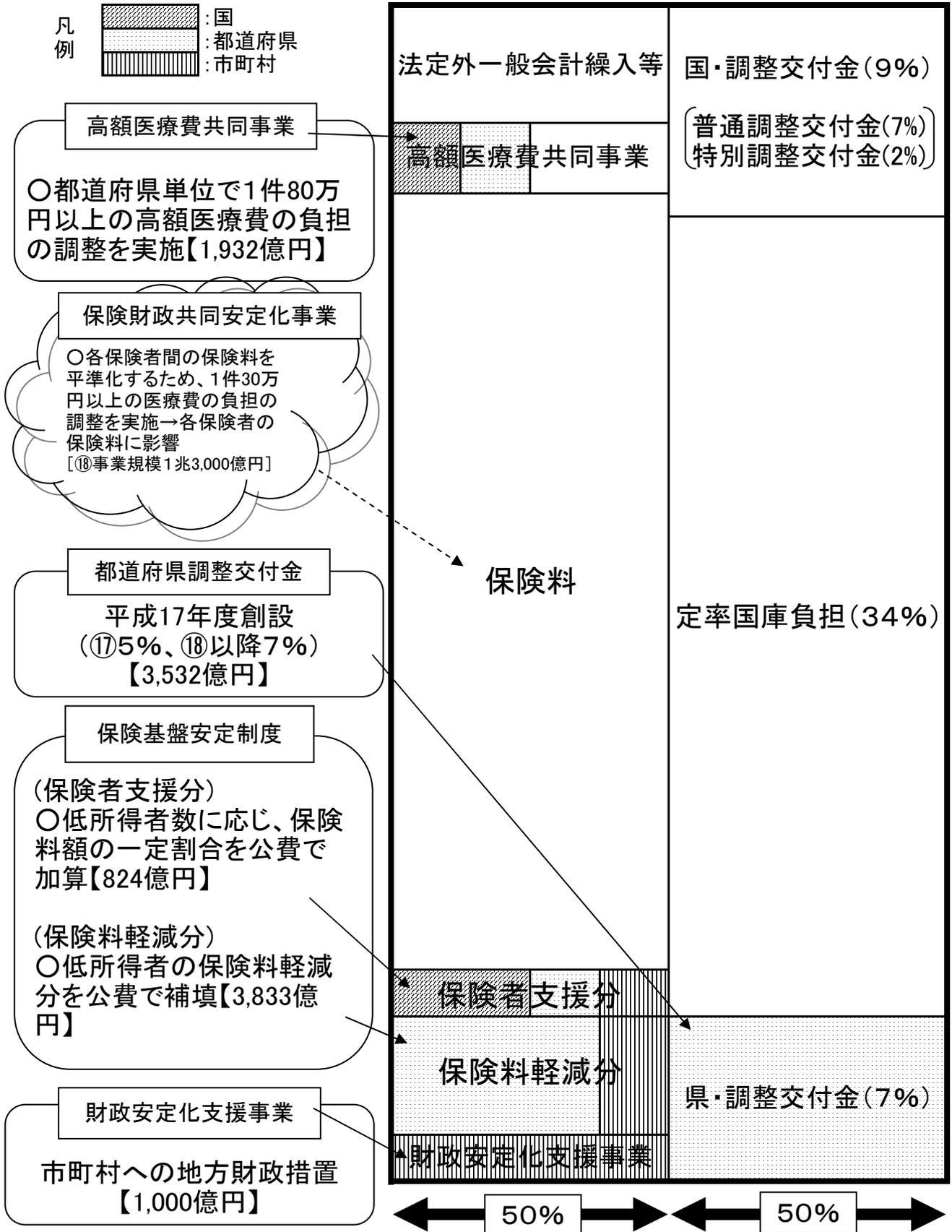
※ (2)②、(3)及び(4)については平成21年度までの暫定措置

担当 調整課 門前、黒川  
(内線) 3353

# 国保財政の現状(⑰予算ベース)

全体規模: 7.5兆円

凡例  
  
 :国  
 :都道府県  
 :市町村



# 市 町 村 合 併 推 進

旧合併特例法の下で合併した市町村を支援するとともに、合併新法の下でも、国、都道府県、市町村が一体となって、自主的な市町村の合併をより一層推進できるよう、必要な財政措置を講じる。

平成18年度事業費 13, 100億円程度

【ソフト事業】 3, 100億円程度

1 市町村合併推進経費 2, 400億円程度

- (1) 旧合併特例法の下で合併した市町村に対する財政措置
  - 合併直後の臨時的経費に対する交付税措置（合併補正及び特別交付税措置）
  - 合併支援のための公債費負担の平準化措置
- (2) 合併新法の下での財政措置（合併新法に基づき都道府県が作成する構想に位置づけられた構想対象市町村及び合併市町村を対象）
  - 合併準備等の経費に対する交付税措置（合併協議会への負担金等、合併前に要する電算システム統一等の経費に対する財政措置）
  - 合併直後の臨時的経費に対する普通交付税措置（合併補正）
  - 合併支援のための公債費負担の格差是正措置（合併関係市町村間の公債費負担の格差是正のための利子補給及び地方債の繰上償還に伴う補償金に対する交付税措置）

2 都道府県の行う合併支援等 700億円程度

- 合併支援・助成事業（合併市町村の行う事業等に対する支援・助成等）
- 合併推進・啓発事業（合併のための調査研究・啓発事業・合併新法に基づく構想策定経費等）

【ハード事業】 10, 000億円程度

1 旧合併特例法の下で合併した市町村等に対する財政措置

- 合併後の市町村におけるまちづくりのための公共的施設の整備事業（合併に伴い特に必要となる地方公営企業に係る事業を含む）及び基金造成事業
- 都道府県が行う合併市町村の一体化を促進するために必要な道路等の整備事業

2 合併新法の下での財政措置

- 合併新法に基づき都道府県が作成する構想に位置付けられた構想対象市町村及び合併市町村の区域において実施される合併前及び合併後の公共施設等の整備事業
- 構想対象市町村の区域等において都道府県が行う合併市町村の一体化を促進するために必要な道路等の整備事業

担当 合併推進課・市町村課 望月、百武、須澤  
(内線) 5516

## 行政改革の促進に寄与する地方債の創設

地方団体の行政改革の促進に寄与するため、次の財政措置を講じる。

### 1 退職手当債

団塊の世代の大量定年退職等に伴う平成18年度以降の退職手当の大幅な増加に対処しつつ、地方公務員の総人件費削減を進めるため、今後10年間の特例措置として、今後の定員や総人件費の適正化についての計画（定員・人件費適正化計画）を作成し、将来の総人件費の削減に取り組む地方公共団体を対象に、許可により、定年退職者等の退職手当の財源に充てるための地方債（退職手当債）の発行を拡充する措置を講じる。

平成18年度措置額 2,600億円程度

#### 【内容】

##### <発行可能団体>

- 平年度ベースを上回る退職者がある団体で、定員・人件費適正化計画を定め、総人件費の削減に取り組む団体

##### <発行可能額>

- 当該団体の退職手当額が平年度ベースの標準退職手当額を上回る額の範囲内

##### <対象年度>

- 10年間の時限措置（平成18年度～27年度）

##### <その他>

- 地方財政法の附則に地方債の特例規定を置くための改正を行う

### 2 行政改革推進債

集中改革プラン等に基づき数値目標を設定・公表して計画的に行政改革を推進し、財政の健全化に取り組んでいる団体が、必要な公共施設等の整備事業を円滑に実施することができるよう、当該事業に係る通常の地方債に加え、行政改革の取り組みにより将来の財政負担の軽減が見込まれる範囲内において、さらに行政改革推進債を充当することができることとする。

平成18年度措置額 3,000億円程度

担当	地方債課	久代、伊藤	(内線) 5628
	財務調査課	日向、黒沢	(内線) 3480

## 児童手当の拡充

子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図る観点から、平成17年12月15日「児童手当・年金国庫負担に関する政府・与党協議会」における児童手当の取扱いに関する合意により、児童手当制度が拡充されることとなった。

これに伴う地方負担の増加を賄うため、地方特例交付金を創設する。

### ①児童手当制度の拡充内容

#### 支給対象年齢の引上げ

「小学校第3学年修了まで」から「小学校終了まで」に  
支給対象年齢の引上げ

（支給対象児童数 約940万人 → 支給対象児童数 約1,310万人）

#### 所得制限の緩和（支給対象家庭の概ね90%までをカバー）

被用者は780万円から860万円に、非被用者は596.3万円から780万円  
にそれぞれ引上げ

※夫婦と児童2人の世帯の場合における収入ベース額

当該拡充に伴う所要額 1,490億円程度（平年度1,790億円程度）

### ②児童手当制度の拡充に係る地方特例交付金の創設

地方特例交付金の創設 700億円程度（平年度 670億円程度）

注）国・地方のたばこ税の増収が図られたこと等の平成18年度税制改正が行われたことと併せ、地方特例交付金の総額を決定している。

担当 調整課 門前、有山  
（内線） 3354

## 三位一体の改革に伴う施設整備への財源措置

三位一体の改革に伴い廃止・税源移譲される施設整備費補助金に係る施設整備について、地方公共団体において引き続き必要な事業を円滑に実施できるよう、原則として特別の地方債による財源措置を講ずる。

平成18年度措置額 700億円程度

### 【内容】

- 平成18年度に廃止・税源移譲される施設整備費補助金に係る施設整備に要する事業費のうち、従来の補助金相当部分(補助率かさ上げ部分を含む。)について、原則として特別の地方債を充当
  - ※ 地方債計画では、「施設整備事業(一般財源化分)」として計上
- 当該地方債の元利償還金については、後年度その100%を普通交付税の基準財政需要額に算入

担当	地方債課	佐藤	(内線) 3393
	調整課	菊池	(内線) 3342

## 下水道事業に係る財政措置の見直し

下水道繰出金に係る地方財政措置を雨污水比率等の実態の沿って見直し、平成18年度から適用する。

平成18年度地方財政計画計上額 14,300億円程度

### ①建設改良費（元利償還金）に対する地方財政措置の見直し

#### ・雨水分（変更）

合流式整備による下水道 元利償還金の6割（※2）  
分流式整備（※1）による下水道 元利償還金の1割（※2）を措置

※1 公共下水道（狭義）以外の事業については全て分流式と同様の扱い

※2 決算による雨水比率をもとに設定

#### ・汚水公費分（新規）

分流式整備による公共下水道については、公共用水域の水質保全など公的な便益が多い反面で建設改良費が割高となることから、その一部に地方財政措置を講じる。

＜公共下水道 処理区域内人口密度に応じて元利償還金の2割～6割＞

人口密度※	25未満	6割
	25以上50未満	5割
	50以上75未満	4割
	75以上100未満	3割
	100以上	2割

※ [処理区域内人口密度(人/ha)=処理区域内人口(人)÷処理区域内面積(ha)]

### ②高資本費対策の見直し

地理的条件や個別事情によって料金の対象となる汚水資本費（使用料対象資本費）が高水準となる事業に対して、一定の使用料徴収を前提に資本費の一部に地方財政措置を講じる。

#### ＜対象事業＞

①使用料対象資本費 45円（全国平均）/m<sup>3</sup>以上

②使用料 150円/m<sup>3</sup>（月3,000円/20m<sup>3</sup>）以上

※ただし、H18・H19については昨年度に引き続き経過措置を設ける

＜対象額＞ 使用料対象資本費単価×有収水量×使用料単価による割落率

### ③下水道事業債（特別措置分）の創設

平成17年度までに発行した下水道事業債に係る元利償還金については、従来の7割措置と新たな財政措置に基づく額（雨水分+汚水公費負担分）との差額を下水道事業債（特別措置分）に振り替え、発行対象額については全額後年度に財政措置を講じる。

担当 地域企業経営企画室  
金崎、矢部  
(内線) 3454

## 平成18年度公債費負担対策

### 1 公営企業借換債（公庫資金）の確保

地方債計画計上額 2,000億円程度

- (1) 従来分 1,000億円程度  
 (対象団体)  
 資本費負担が著しく高い一定の公営企業  
 \* 対象事業  
 上水道事業、工業用水道事業、交通事業（地下鉄事業）、下水道事業  
 (対象債)  
 利率6.0%以上の公営企業債に係る公営企業金融公庫資金
- (2) 臨時特例分（新規） 1,000億円程度  
 従来分の対象にならないものについても、平成18年度の臨時特例措置として、利率7.3%以上の公営企業金融公庫資金に係る一定の公営企業債について、借換枠を別途1,000億円程度確保  
 (対象事業)  
 上水道事業、下水道事業

### 2 高金利の地方債利子に対する特別交付税措置

- (1) 従来分 対象地方債残高 7,200億円程度  
(1,900団体程度)  
 (対象団体)  
 次のいずれかに該当する地方団体  
 ① 起債制限比率（3か年平均）が全国平均以上  
 ② 経常収支比率が全国平均以上  
 ③ 財政力指数（3か年平均）が全国平均以下  
 (措置対象)  
 利率7.0%以上の普通会計の公的資金に係る地方債の利子のうち、利率4.0%を超える部分
- (2) 重点措置分 対象地方債残高 7,000億円程度  
(700団体程度)  
 (対象団体)  
 起債制限比率（3か年平均）が全国平均以上かつ財政力指数（3か年平均）が全国平均以下の市町村  
 (措置対象)  
 利率4.0%超7.0%未満の普通会計の公的資金に係る地方債の利子

### 3 公債費負担の計画的な適正化に係る特別交付税措置

- (対象団体)  
 起債制限比率が高い（14%以上等）ため、公債費負担適正化計画を策定し、財政構造の弾力化に取り組む市町村（200団体程度）  
 (措置対象)  
 公債費負担適正化計画の対象とされた地方債の利子等の一部

担当	地方債課	濱田、原
	(内線)	3394、3404
	公営企業課	山野、白鹿
	(内線)	3412、3429
	財務調査課	日向、黒沢
	(内線)	3475、3480